

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(案)に関し、インターネットなどのサイバー法を取り入れると良いと思います。	御意見として承ります。
2	<p>本件改正案は、本人確認情報等の保存期間を150年に延長しています。しかし、この期間の起算点が本人等の余命がわずかとなった時点ともなりうることも考えれば、全ての本人確認情報等をこのような長期間保存する必要があるのかどうか疑問があります。</p> <p>他方、本人確認情報等は、個人のプライバシーにかかわる情報であるところ、このような情報をその必要性がないにもかかわらず保有し続けることは、できるだけ避けるべきだと思います。したがって、本人確認情報等の保存期間が経過する前であっても、これを保存する必要性がなくなったと認められる場合は、これを消去することができることとするべきだと思います。</p>	<p>今回の政令改正によって本人確認情報の保存期間を延長したのは、番号制度の導入にあたって各種事務の遂行に必要となると想定されたためです。事務によっては、亡くなった後も本人確認情報の確認が必要となる場合があり、一概に必要性がなくなる時点を確認し消去することはできませんが、個人情報の保護については万全を期してまいりたいと思います。</p>
3	出国者以外の付表の保管期間の延長はするべきでないがもしするのであれば5年経過後は特別な場合のみ交付にすべきである。	御意見として承ります。
4	<p>第34条第1項の住民票・戸籍の附票の保存期間についても、「五年間」から「百五十年間」に延長すべきである。住所の履歴という個人の特定に必要な情報が5年間で破棄される現状では、個人の特定や本人確認ひいては国民の権利保護に重大な支障が生じており、これを延長して国民の権利を保護すべき必要性が高い。また、電算化が進んだ現状において保存期間を延長してもその負担は少ないし、戸籍ではすでに保存期間が150年に延長されていて一定の効果が上がっている。</p>	<p>今回の政令改正によって本人確認情報の保存期間を延長したのは、番号制度の導入にあたって各種事務の遂行に必要となると想定されたためです。一方、住民票・戸籍の附票の保存期間については、これらが居住関係を公証するためのものであり、番号制度の導入とは直接の関係を有しないことから延長は行いません。ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>施行令案第34条第4項に次の規定を追加する。 「次の各号に掲げる書類については、その受理された日から3年間保存するものとする。 一 法第12条から第12条の3(これらの規定を法第30条の51の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付申出書又は交付請求書 二 法第12条の4(法第30条の51の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写しの交付請求書 三 法第20条に規定する戸籍の附票の写し交付申出書又は交付請求書 四 法第30条の44に規定する住民基本台帳カードの交付申請書」 理由 法第47条第2号の規定では、住民票の写し等を「偽りその他不正の手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処する」とされており、この刑罰に係る時効の期間は、刑法32条5号の規定で3年とされているため、住民票の写し等交付(申出)請求書については、3年間保存しなければならないため。</p>	<p>今回の政令改正によって本人確認情報の保存期間を延長したのは、番号制度の導入にあたって各種事務の遂行に必要となると想定されたためです。ご指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>特定個人情報保護評価書に対する意見反映及び特定個人情報保護委員会への報告が済んでいない現段階では、特定個人情報の取り扱いをめぐる制度が改廃される余地があるので、個人番号を住民票等へ記載するための規定の整備を急ぐのは拙速である。特定個人情報保護評価書に対する意見反映及び特定個人情報保護委員会への報告を踏まえて対応すべきであり、現段階で個人番号を住民票等へ記載するための規定を整備すべきではない。</p>	<p>今回の政令改正においては、個人番号の指定をした際に市町村長が職権で住民票へ当該個人番号を記載すべき旨を規定したものであり、特定個人情報保護評価の結果に左右される性格のものではないと考えます。</p>
7	<p>政令案第三十条の六、第三十条の七、第三十四条第二項及び第三十四条第三項(本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間の延長) 個人情報収集・利用・保存するにあたっては、その目的と目的を達成するのに必要な利用・保存期間を明示することが大原則である。「番号制度導入による年金、税等の個人番号利用事務への対応等に鑑み」(住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(仮称)案の概要)などという極めてあやふやな文言しか示しておらず、本人確認情報及び削除した戸籍の附票の収集・利用・保存の目的が特定されていない。収集・利用・保存の目的が特定されていないため、人の一生涯をはるかに超える150年間という保存期間が、目的を達成するのに必要な合理的な利用・保存期間であるとは考えられない。収集・利用・保存の目的を明示しないまま、いたずらに人の一生涯をはるかに超える150年間に、本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間を延長すべきではない。</p>	<p>本人確認情報については、番号制度の導入にあたり、各種事務の遂行のためにより長期の本人確認情報の保存必要となると想定されることから延長を行うものですが、その利用や提供については法律に定めのある場合に限られており、目的外の利用や提供については、法律上明確に禁止されています。なお、戸籍の附票の保存期間延長に関しては、国内における住所の記載をしていない者に係る戸籍の附票について、戸籍の除籍簿の保存期間が150年とされていること、現行の80年間の保存期間では事務処理上不十分である可能性があることから、その全部を削除した場合の保存期間を150年に延長することとしたものです。</p>
8	<p>政令案第三十条の六、第三十条の七、第三十四条第二項及び第三十四条第三項(本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間の延長) 個人情報収集・利用・保存するにあたっては、その目的と目的を達成するのに必要な利用・保存期間を明示することがデータ主体のプライバシー権・自己情報コントロール権を守る大原則である。本人確認情報及び削除した戸籍の附票の記載情報について、収集・利用・保存する目的をすべて詳細に明示し、それぞれの目的を達成するために必要な利用・保存期間をそれぞれの目的別に規定すべきである。収集・利用・保存の個別具体的な目的を明示しない個人情報の収集・利用・保存は、データ主体のプライバシー権・自己情報コントロール権を守る立場から、行うべきではなく、一律に150年間という人の一生涯をはるかに超える保存期間の延長規定は削除すべきである。</p>	<p>本人確認情報については、番号制度の導入にあたり、各種事務の遂行のためにより長期の本人確認情報の保存必要となると想定されることから延長を行うものですが、その利用や提供については法律に定めのある場合に限られており、目的外の利用や提供については、法律上明確に禁止されています。なお、戸籍の附票の保存期間延長に関しては、国内における住所の記載をしていない者に係る戸籍の附票について、戸籍の除籍簿の保存期間が150年とされていること、現行の80年間の保存期間では事務処理上不十分である可能性があることから、その全部を削除した場合の保存期間を150年に延長することとしたものです。</p>

9	<p>政令第30条の六、第30条の七、第34条第二項及び第34条第三項(本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間の延長)</p> <p>個人情報を収集・利用・保存するにあたっては、その目的と目的を達成するのに必要な利用・保存期間を明示することがデータ主体のプライバシー権・自己情報コントロール権を守る大原則である。「番号制度導入による年金、税等の個人番号利用事務への対応等に鑑み」(住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(仮称)案の概要)などという極めてあやふやな文言しか示しておらず、本人確認情報及び削除した戸籍の附票の収集・利用・保存の目的が特定されていない。収集・利用・保存の目的が特定されていないため、人の一生涯をはるかに超える150年間という保存期間が、目的を達成するのに必要な合理的な利用・保存期間であるとは考えられない。収集・利用・保存の目的を明示しないまま、いたずらに人の一生涯をはるかに超える150年間に、本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間を延長すべきではない。</p>	<p>本人確認情報については、番号制度の導入にあたり、各種事務の遂行のためにより長期の本人確認情報の保存必要となると想定されることから延長を行うものですが、その利用や提供については法律に定めのある場合に限り、目的外の利用や提供については、法律上明確に禁止されています。</p> <p>なお、戸籍の附票の保存期間延長に関しては、国内における住所の記載をしていない者に係る戸籍の附票について、戸籍の除籍簿の保存期間が150年とされていること、現行の80年間の保存期間では事務処理上不十分である可能性があることから、その全部を削除した場合の保存期間を150年に延長することとしたものです。</p>
10	<p>第30条の六、第30条の七、第34条第二項及び第34条第三項(本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間の延長)</p> <p>番号制度は、個人番号を、差別を引き起こすおそれのある出自や身分事項に関わるセンシティブ情報とも結び付けて収集・利用する制度である。150年間という人の一生涯をはるかに超える保存期間を設定することは、死亡した後も、本人のあずかり知らないところで、それらの情報が利用されることを意味する。故人の出自や病歴などに関するセンシティブ情報が、本人ばかりか子々孫々にわたり、さまざまな差別・選別に利用されるおそれが懸念される。収集・利用・保存する目的を明示せず、一律に150年間という人の一生涯をはるかに超える保存期間の延長規定は削除すべきである。</p>	<p>今回の政令改正によって本人確認情報の保存期間を延長したのは、番号制度の導入にあたって各種事務の遂行に必要となると想定されたためです。一方、個人番号の利用や提供については、法律や条例に規定した事務に限定し、正当な理由のない特定個人情報ファイルの提供等について、罰則が設けられています。</p> <p>なお、戸籍の附票の保存期間延長に関しては、国内における住所の記載をしていない者に係る戸籍の附票について、戸籍の除籍簿の保存期間が150年とされていること、現行の80年間の保存期間では事務処理上不十分である可能性があることから、その全部を削除した場合の保存期間を150年に延長することとしたものです。</p>
11	<p>第30条の六、第30条の七、第34条第二項及び第34条第三項(本人確認情報及び削除した戸籍の附票の保存期間の延長)</p> <p>それぞれ保存期間を150年とする合理的な理由を明示されたい。</p>	<p>本人確認情報については、番号制度導入による年金、税等の個人番号利用事務への対応の必要性、社会通念上最長の保存期間と考えられる戸籍の除籍簿の保存期間(150年間)との整合性等に鑑み、150年間保存することとしました。</p> <p>国内における住所の記載をしていない者に係る戸籍の附票については、戸籍の除籍簿の保存期間が150年とされていること、現行の80年間の保存期間では事務処理上不十分である可能性があることから、その全部を削除した場合の保存期間を150年に延長することとしました。</p>
12	<p>施行令第34条第1項は、住民票の除票や戸籍の除附票の保存期間を「5年」と定めている。このため、実務上住所移転の経緯を証明することができない不都合が生ずる場合が数多生じている。例えば、公的な手続においては、本人特定事項として、「住所」「氏名」「生年月日」の3点の確認を要求されることが多く、住所に変更がある場合においては、その変更を証する書面の提出が必要となる。この場合の変更を証する書面としては、住民票や戸籍の附票等がこれに該当するわけであるが、住民票の除票や戸籍の除附票の保存期間が「5年」であることから、その証明をすることができない場面が数多生じている。不動産の相続登記において、被相続人の住所移転の経緯を証明することができないときは、相続人全員からの上申書により「不動産の登記名義人と被相続人が同一人に相違ない」ことを上申しなければならない、不動産を取得しない他の相続人から協力を得られない場合には、相続登記を申請することが困難となることもあるのである。</p> <p>また、最近全国的に進められている戸籍の電算化等により戸籍の附票が改製され、その後5年を経過すると、改製前の除附票を取得することができなくなり、過去の住所移転の履歴を証明することができなくなってしまうという不都合も生じている。電算化が進み、住所移転の経緯の記録を短期間のうちに廃棄しなければならない合理的必要性はなく、むしろ「本人確認」が厳格化している昨今においては、同一性を証明するために、市区町村長の作成による公的な書類によることが望ましい。よって、施行令第34条第1項を改正し、住民票の除票や戸籍の除附票の保存期間を永久とすべきである。</p>	<p>今回の政令改正によって本人確認情報の保存期間を延長したのは、番号制度の導入にあたって各種事務の遂行に必要となると想定されたためです。一方、住民票・戸籍の附票の保存期間については、居住関係を公証するものであり、番号制度の導入とは直接の関係性を有しないため延長は行いません。ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>